

愛犬家の皆様へお願い

(犬の散歩をするときのルール)

😊フンは必ず持ち帰りましょう

お散歩中にフンをしてしまった場合は、きちんと家まで持ち帰ることが飼い主さんの責任です。市の条例でもフンの放置は**禁止**されています。

フンは散歩の思い出と一緒に持って帰ろうワン!



😊おしっこは水で流しましょう

お散歩中に電柱や他人の家の壁などにおしっこをしてしまった場合は、すぐに水で流すことを飼い主としてお願いします。

😊自宅内でもトイレが出来るように躾ましょう

決められた場所で排泄をすることで、雨の日等散歩に行けないときに、排泄を我慢することがなくなります。

犬も人も、お家でトイレを済ませたからお散歩も安心♪

散歩のときは

(リード)

😊犬を散歩ヒモでつなぎましょう

東京都の条例で、原則として犬を放すことを**禁止**しています。

小型犬でも「犬が苦手・怖い」と思う人もいます。

愛犬が迷子になったら悲しいし、交通事故も心配です。



迷子犬は、警察署や動物愛護相談センターに保護され

飼い主が見つからないと、動物愛護相談センターに収容されます。

飼い主のみなさんご存じですか？

令和4年1月 保存版

☹️ 飼い犬が人を咬んでしまったら



飼い主が必ずしなくてはならない4つのこと

- ① まずは犬を抑えて、再発しないようにする
- ② ケガをした人への応急手当をする
- ③ 24時間以内に下記の動物愛護相談センターへ事故発生届出書を提出する
- ④ 2日以内(48時間以内)に飼い犬の狂犬病検診を獣医師にしてもらう
※狂犬病の予防注射をしていても検診は必要です。

詳しくは…東京都動物愛護相談センター多摩支所へ
住所：日野市石田1-192-33
電話：042-581-7435

😊 ペットも災害対策 ~今一番大切なこと~

災害発生時に、大切なペットを守れるかは、飼い主さんの意識に大きく左右されます。ペットの防災備品を用意する以外にも、普段から心がけるポイントがあります。

災害発生時に慌てないために



避難方法や防災備品等
詳しくは、市環境政策課
または市ホームページへ

東久留米 防災 飼い主 🔍

▶ しつけ (基本的な号令 (すわれ、ふせ、まて等) やケージに入るなど)

普段からしつけを行い飼い主がきちんとコントロールできるようにしましょう。避難時や避難場所で飼い主と動物のストレスを少なくするとともに、他人に迷惑をかけないことにもつながります。

▶ 健康管理と身元確認 (鑑札、迷子札、マイクロチップ)

感染症予防やペットの健康を守るため、体を清潔に保ち予防注射やワクチン、ノミなどの寄生虫駆除をしましょう。
また、はぐれてしまったペットが飼い主の元に戻るよう身元表示をしましょう。

▶ ペットのための防災用品 (最低10日分)

ペットの命や健康にかかるものを最優先にペットの防災用品を準備しましょう。「ペットの写真」と「ワクチン等の接種状況や既往症がわかるメモ」を合わせて用意すると、いざと言う時に役に立ちます。